

答申(案)について

1. 水道料金の改定について

水道事業の安定運営のため、水道料金の改定が必要であり、改定の内容は次のとおりとする。

(1) 水道料金(1 か月分) ※消費税及び地方消費税相当額を含む。

区 分		基本料金			超過料金(1㎡につき)		
口径	使用水量	新料金	現行料金	増減	新料金	現行料金	増減
13ミリ	8 ㎡まで	1,980円	1,705円	275円	—	—	—
	8 ㎡を超え50㎡まで				319円	275円	44円
	50㎡を超える場合				330円	286円	44円
20ミリ	8 ㎡まで	2,035円	1,760円	275円	—	—	—
	8 ㎡を超え50㎡まで				319円	275円	44円
	50㎡を超える場合				330円	286円	44円
25ミリ	8 ㎡まで	2,090円	1,815円	275円	—	—	—
	8 ㎡を超え50㎡まで				319円	275円	44円
	50㎡を超える場合				330円	286円	44円
30ミリ	8 ㎡まで	2,145円	1,870円	275円	—	—	—
	8 ㎡を超え50㎡まで				319円	275円	44円
	50㎡を超える場合				330円	286円	44円
40ミリ	8 ㎡まで	2,255円	1,980円	275円	—	—	—
	8 ㎡を超え50㎡まで				319円	275円	44円
	50㎡を超える場合				330円	286円	44円
50ミリ	8 ㎡まで	3,685円	3,190円	495円	—	—	—
	8 ㎡を超え50㎡まで				319円	275円	44円
	50㎡を超える場合				330円	286円	44円
75ミリ	50㎡まで	19,635円	17,050円	2,585円	—	—	—
	50㎡を超える場合				341円	297円	44円
100ミリ	100㎡まで	41,745円	36,300円	5,445円	—	—	—
	100㎡を超える場合				407円	352円	55円
臨時用		—			506円	440円	66円

(2) 改定時期

令和8年4月1日

2. 附帯意見

【水道料金について】

平成17年10月の市町合併後、平成22年10月に水道料金を統一されて以降、水道料金の改定は消費税率の改正に係るもののみである。

人口減少や節水機器の普及により給水収益が減少する中、近年の急激な物価高騰や人件費の上昇により維持管理費が増加しており、水道料金15%の値上げは妥当と考える。

【開始時期について】

水道料金の改定については、市民及び事業者にながらず影響を与えるものであることから、十分な周知・説明が必要である。そのことから、改定は令和8年4月1日開始とし、周知の際には、具体的に何円上がるかなど、分かりやすい説明をされたい。

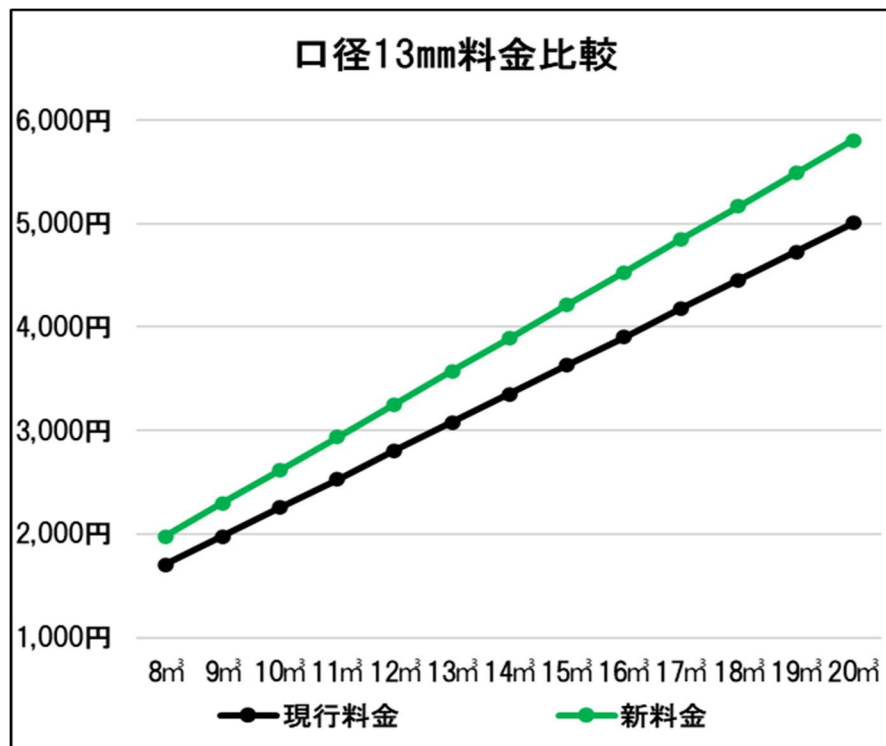
【次期水道料金の見直しについて】

大田市水道事業経営戦略については、今後の社会情勢により投資・財政計画に乖離が生じることも考えられるため、令和13年度に予定している次期料金改定前に検証・評価を行い、適正な料金について再度検討をされたい。

【人口減少対策について】

人口減少対策については、市として「大田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定され、重点的に取り組みを行っておられるが、人口減少に歯止めがかからず厳しい状況となっている。このような状況において、今後の公共料金のあり方を含め、施策の方向性を大田市として再検討し、示されたい。

(参考資料)



使用水量	8m³	9m³	10m³	11m³	12m³	13m³	14m³	15m³	16m³	17m³	18m³	19m³	20m³
現行料金	1,705円	1,980円	2,255円	2,530円	2,805円	3,080円	3,355円	3,630円	3,905円	4,180円	4,455円	4,730円	5,005円
新料金	1,980円	2,299円	2,618円	2,937円	3,256円	3,575円	3,894円	4,213円	4,532円	4,851円	5,170円	5,489円	5,808円
差引	275円	319円	363円	407円	451円	495円	539円	583円	627円	671円	715円	759円	803円